

# 各種税申告のお知らせ

## 申告会場は、「市民会館」です！

昨年に引き続き、**全ての税の申告受付会場が「市民会館」**となりますので、ご注意ください。※市・県民税については出張会場でも行います。詳しくは、各申告受付の「とき」「ところ」をご覧ください。

## 申告受付は市民会館 **所得税及び復興特別所得税など**

問合せ：大垣税務署 (☎78-4101 自動音声案内 2番を選択)

大垣税務署は、所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告受付を次のとおり行います。

- \*とき / 2月17日(月)～3月16日(月)の**平日** 午前9時～午後5時 ※受付終了時間は午後4時
- \*ところ / 市民会館 3階大会議室 ※期間中、税務署には申告会場を設けていません



### 【パソコンやスマホで申告できます】

マイナンバーカードやカードリーダーをお持ちでない人も、パソコンやスマートフォンから「ID」と「パスワード」を使用して、e-Taxで確定申告ができるようになりました。

IDとパスワードは、税務署の窓口で、職員と対面による本人確認を行った後に発行しておりますので、発行を希望する人は、運転免許証・健康保険証などの本人確認書類をお持ちのうえ、税務署にお越しください。

### 【税務署での申告相談は事前予約を】

税務署での所得税及び復興特別所得税の申告相談(2月17日～3月16日は除く)は、電話による

事前予約が必要です。なお、予約状況によって、お受けできない場合があります。

### 【税理士による無料税務相談】

- \*とき / 2月12日(水)～20日(木)の**平日** ①午前9時30分～正午 ②午後1時～4時 ※受付終了時間は、①は午前11時 ②は午後3時
- \*ところ / イオンタウン大垣 イースト棟 2階コミュニティホール (三塚町)
- \*内容 / 税理士による所得税及び復興特別所得税(譲渡所得を除く)についての無料相談



## ニセ電話詐欺にご注意を！

現在、大垣警察署管内では、多くのニセ電話詐欺の前兆電話がかかってきており、実際に大垣市内の人も被害に遭っています。

最近では、市役所職員を装って「税金(医療費、保険料など)の還付があります。」などと高齢者宅に電話をかけ、金融機関やコンビニなどのATM(現金自動預払機)に誘い出し、操作を指示してお金を振り込ませる詐欺被害が多発しています。

ATMで還付金を受け取ることはできませんし、市役所などの官公庁がATMの操作を指示することは絶対にありません。

「おかしいな」と思ったら、大垣警察署へご連絡ください。



連絡・相談先 **大垣警察署 (☎78-0110)**

### 【住宅借入金等特別控除説明会】

- \*対象 / 返済期間10年以上の借入金で住宅を取得、または増改築した人で令和元年(平成31年)中に入居した人 ※認定長期優良住宅の場合は、借入金を利用していない人も含む
- \*とき / 2月12日(水)～14日(金) ①午前9時30分～正午 ②午後1時～4時 ※受付終了時間は、①は午前11時、②は午後3時
- \*ところ / 市民会館 3階大会議室
- \*持ち物 / 土地・家屋の登記事項証明書、契約書など取得金

額が分かる書類の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書、源泉徴収票(原本)、申告者本人名義の振込口座番号が分かるもの、印鑑、筆記具など ※認定長期優良住宅の場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し、住宅用家屋証明書または認定長期優良住宅建築証明書も必要

- \*備考 / 申告書の提出可。内容によっては控除を受けられない場合があります



※申告会場や説明・相談会での受け付けは、混雑の状況により、早めに終了する場合がありますのでご注意ください

## 申告受付は市民会館と出張会場 **市・県民税**

市は、市・県民税の申告受付を次のとおり行います。

申告書は、「申告書の手引」や前年の控えを参考に、ご自分で作成し、提出してください。なお、所得税の確定申告をすれば市・県民税の申告は必要ありません。



- \*とき / 2月17日(月)～3月16日(月)の**平日** 午前9時～午後4時
- \*ところ / **市民会館 2階会議室** ※期間中 市役所には申告会場を設けていません
- \*持ち物 / マイナンバーに係る本人確認書類、源泉徴収票(原本)、社会保険料・生命保険料・地震保険料控除などに必要な書類(保険料の控除証明書など)、医療費控除に必要な書類(医療費支払領収書・補てん金額が分かる書類など)、申告者本人名義の振込口座番号が分かるもの、印鑑、筆記具など

問合せ：課税課市民税グループ (☎47-8179)

### 市・県民税の出張申告受付

とき (9:00～16:00)	ところ
1/30(木)・31(金)	中川地区センター1階 多目的ホール
2/4(火)・5(水)	西部研修センター 多目的ホール
2/6(木)・7(金)	青墓地区センター 多目的ホール
2/10(月)	大垣市民会館 2階 会議室
2/12(水)	墨俣地域事務所 1階 大会議室
2/13(木)・14(金)	上石津地域事務所 2階 2-1 会議室

### 市・県民税の申告書を郵送で提出する場合

- 申告書は、郵送でも提出することができます。
- \*郵送先 / 大垣市役所課税課 (〒503-8601 丸の内 2-29)
- \*注意点 / (1)申告書に必要な事項を記入し、署名・押印してください (2)右の記事「マイナンバーの記入と本人確認書類」の①～③いずれかの写しを同封してください (3)源泉徴収票や控除証明書などの資料はすべて同封してください (4)資料の返却を希望される場合は、必要金額分の切手を貼り、送付先を記載した返信用封筒を同封してください

## マイナンバーの記入と本人確認書類

### いずれの申告にも必要です！

社会保障・税番号(マイナンバー)制度により、申告書には申告者の個人番号の記入が必要です。また、配偶者控除及び扶養親族を申告する場合は、配偶者などの個人番号の記入が必要です。

申告書の提出に当たっては、本人確認のため、申告者本人の①～③のいずれかの書類をお持ちください。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度に係る本人確認書類
①個人番号カード(両面)
②通知カードと本人確認ができる資料
③個人番号が記載された住民票(写し)と本人確認ができる資料

※確定申告および市・県民税、償却資産の申告で、代理人による提出の場合は、①～③いずれかの写しが必要です ※本人確認ができる資料とは、運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証などです